資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　新日本海新聞

掲載の日付　令和八年六月一日

掲載頁　十九頁

令和八年六月一日

鳥取県米子市大篠津町六八八番地一〇

株式会社タニシ

代表取締役　安達　公之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二日であり、株主総会の決議は令和八年四月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一七五頁（号外第二四二号）

令和八年六月一日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四階　ＤＲＣ医薬株式会社

代表取締役　岡崎　成実

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十七日開催予定の臨時株主総会における定款一部変更の件が可決されることを条件とし、令和八年六月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を七十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月一日

東京都品川区西五反田二丁目二八番五号

株式会社ＫＯＭＰＥＩＴＯ

代表取締役　渡邉　瞬

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月一日

東京都中央区日本橋小伝馬町一四番四号

ユニテックフーズ株式会社

代表取締役　大橋　高弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

北海道旭川市パルプ町一条三丁目五〇五番地の一

国策共栄株式会社

代表取締役　内田　善朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

東京都墨田区亀沢四丁目一〇番二号

株式会社チヤンピオン

代表取締役　柳澤　秀幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

神奈川県横浜市戸塚区秋葉町二〇番地

株式会社大倉陶園

代表取締役　片田　智之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

石川県金沢市新保本五丁目四六番地

木谷薬品工業株式会社

代表取締役　城　裕貴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

静岡県浜松市中央区三新町四八七番地五

株式会社ムラックス

代表取締役　村松万紀子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月一日

愛知県豊田市大沼町切山八番地一

株式会社ロイヤルフレンドシップ

代表取締役　日比野哲也

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年二月十五日開催の臨時総会において、出資一口の金額を百万円から十万円に減少することを決議しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和八年六月一日

東京都練馬区大泉学園町四丁目一番二二―一〇一号

練馬物流事業協同組合

代表理事　千明　賢治

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都江東区富岡一丁目二六番二〇号

須賀工業株式会社確定給付企業年金

清算人　石井　正彦

配当公告

大阪市西区新町一丁目三番一二号

破産者　株式会社三日月百子

右の者に対する大阪地方裁判所令和三年（フ）第七七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、四六一、二四五、三七九円

一、配当することのできる金額

金一四、〇八八、三八〇円

令和八年六月一日

大阪市北区堂島浜一丁目一番二七号大阪堂島浜タワー四階　梅田総合法律事務所

破産管財人　今田　晋一

取消公告

令和八年五月八日掲載の千葉地方裁判所松戸支部に係る令和八年（チ）第二号所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告は令和八年三月二十六日に掲載済みのため取消します。

正　誤

令和八年五月二十二日（号外第百十三号）農林水産省告示第七百二十一号（種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件）

（印刷誤り）

二〇五ページから二〇八ページまでの品種登録の番号及び年月日欄中「令和８年５月20日」は「令和８年５月22日」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
四〇六	四	改正後欄同条十八項	同条第十八項	

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）国土交通省告示第四百七十八号（令和四年国土交通省告示第四百二十二号の一部を改正する件）

（原稿誤り）